

資料内容

在家組からの
訴状(安永)

出典資料

年 月 日

あ、わい
相沢

用水

・在家組は山から
の水

・中野は足水の水

・横道組は大川水

在家組へ引き入れて
いる用水路へ井戸を
掘るまでおそれところ
横道組の上詰井戸
以下22人が破産、

乍恐以書付奉願上候

一山梨郡西保中村下組之儀者、往古方三組

「」在家組中野横道組と相定、用水義者

在家組山水出水用、中野者は沢水用、横道

組ハ大川水を用、其外在家入下り水、吞水

致罷有申候、然處在家組引来、候用水路

江、往古より桶ヲ懸置候処、當春、横道組

百姓嘉兵衛・文之丞・六左衛門・弥左衛門

・長左衛門・伊右衛門・万右衛門・治兵衛

仁兵衛・勝左衛門・利右衛門・金右衛門・

資料内容

出典資料

年 月 日

桶木 32丁のうち

19丁をはぬのけ

在家組の用水と使用
している17軒の農家
が難儀した。○者ハ前附して
所に訂正

文之丞・弥兵衛・甚之丞・市左衛門・喜左

衛門・丈左衛門・作左衛門・百姓代庄右衛

門、都合式拾式人罷越、右用水、桶木三拾

式丁之内拾九丁、往還江別出、候者、付在

家組用水百姓拾七軒、吞水渴水故、難儀至

極候、付、右之趣早速石主所江、相届、依

之村役人中見分被致候処、無、相違無御座

候、付、双方吟味被致候処、被、申渡候得

共、何分吟味難請由石主所江、申達候者、

上組六左衛門・丈兵衛・中野組惣代、八右

資料内容

年 月 日

下岩下
御役所奥印
名主長百姓

出典資料

資料内容

年 月 日

村役人らが主として
見合の上、和解
させようとするが不調
訴訟に持ち込む
ことと決定
役所へ出訴に
及ぶ

衛門、為致度由内済申候得共、相談相調
不申、無是非御訴詔仕候、右申上候通り、
右に在家組用水、一向無之、別而火之元之
用心し等、無心元奉存候、以御慈悲を早速
書し面^{之通り}者、御召出し御吟味被下置候様、在
家し組惣代を以、奉願上候、以上、

明和九年

山梨郡
西保中村下組辰ノ
二月十六日

在家組惣代

願人
源之丞同
沖右衛門

出典資料